

**維持管理に関する計画書
(ガス化溶融施設)**

江別市新ごみ処理施設(ガス化溶融施設)

維持管理に関する計画

本施設の維持管理は、下記のとおり行なう予定です。

1. 日常運転管理

「第1節 運転人員調書」に示す人員体制で日常の運転を行なっています。

2. 維持管理及び保守点検

施設の補修や年次点検はその都度必要な人員で行なっています。また、日常点検は「第2節 維持管理基準」に示す事項を設備毎に行なっています。

3. 安全衛生管理

施設での災害を防止するため、安全衛生に係る各種法令・基準に則り、安全作業要領等を定め、従事者の安全と健康及び快適な作業環境の形成を促進します。「第3節 安全衛生管理」に概要を示します。

4. 維持管理の記録

施設の維持管理に関する点検、検査及び措置の記録を作成し、3年間保存します。

第1節 運転人員調書

1. 運転人員調書

本施設の運転に必要な人員は下記の通りです。

職務名		人員表					備考			
		日勤	1班	2班	3班	4班		合計		
所	長	1	—	—	—	—	1	運転計画、人事管理等の総括		
副	所長 (機械関係主任)	1	—	—	—	—	1	所長の補佐及び点検整備管理		
電	気関係主任	1	—	—	—	—	1	電気、計装設備の保守、管理		
運 転 要 員	班	長	—	1	1	1	1	4		
	中	央制御室監視員	—	2	2	2	2	2	8	
	補	助運転員	—	2	2	2	2	2	8	
	ク	レーン操作員	—	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	兼務
合 計		3	5	5	5	5	5	23		

注：上記には予備作業員・休暇予備員・事務職員等は含まれていません。

2. 運転に必要な資格

- ・ ごみ処理施設技術管理者
- ・ 電気主任技術者
- ・ ボイラ・タービン主任技術者
- ・ クレーン運転免許者
- ・ 2級ボイラ技士
- ・ 危険物取扱者

第2節 維持管理基準

1) 施設の維持管理

本施設の機能を維持し、常時十分なる能力を発揮するために日常の運転管理、保守点検を計画的に進めて長期にわたり安定した機能を保持させる必要があります。下記にその内容の概要を説明します。

1. 日常点検

ごみ処理施設は、多くの機器が苛酷な条件のもとで運転されており、正常な運転を維持するためには、運転保守管理が大切です。

本施設の日常の点検・保守については、運転指導時に提出する運転要領書、点検保守要領書に基づき行ないます。

主な日常点検項目は次の通りです。

点検箇所	周期	要領
回転機器	1回/日	振動、異音の有無、油量、軸受温度の点検。
管理計器	1回/2時間	運転の基本データの記録及び施設の作動状況の監視を行い、異状の早期発見を行う。
潤滑油・給油状況	1回/1週間	機器毎の油量消費状況を確認し、適切な給油を行う。
各種コントロール弁	1回/日	作動の確認を行う。
ごみ破砕機	1回/月	刃の摩耗状況、クリアランスの確認、油圧装置点検。
ごみクレーン	1回/月	各部点検、清掃、ケーブル絶縁抵抗月例点検。
コンベア類	1回/月	スクレーパ、トラフ、パンの摩耗、破損等の状況確認。チェーン、ベアリング、ケーシングの点検。

2. 定期点検

定期点検は年1回行ないます。

定期点検は、定期整備を実施するために行うもので、1炉10日間程度停止し各機器の点検を実施して、整備工事に必要な部品の手配等、整備工事の計画を行います。

主な準備作業は次の通りです。

- 1) 燃焼熔融炉及び熱分解ドラムの降温・内部清掃
- 2) ダスト付着物の除去・清掃
- 3) バグフィルタの内部清掃
- 4) 廃熱ボイラの内部清掃
- 5) マンホール・点検口の開閉
- 6) その他機器の機内清掃、給油等

定期点検項目は次の通りです。

	周 期	要 領
ごみクレーン	1回/1年	荷重試験、部品補修、ワイヤ、ケーブル、バケット爪、法定定期点検
熱分解ドラム	1回/6ヶ月	ドラム内清掃及びチューブ肉厚測定
燃 焼 溶 融 炉	1回/6ヶ月	耐火材の摩耗、浸食状況の確認 必要に応じて耐火材の部分補修 バーナー点検及びノズルチップの清掃
廃 熱 ボ イ ラ	1回/1年	内部点検、耐火材の摩耗、浸食状況の確認
熱 交 換 器 類	1回/1年	腐食状況の点検
灰 処 理 設 備	1回/1年	混練機等の摩耗・破損等の状況
バグフィルタ	1回/1年	ケーシング等の腐食状況、器内清掃、ろ布の点検
粉 碎 機	1回/6ヶ月	ケーシングプロテクターの交換 粉碎媒体の摩耗確認、必要に応じて交換
送 風 機 類	1回/6ヶ月	ケーシング、インペラ、ベアリングの点検
空 気 圧 縮 機	1回/1年	弁類の動作点検、ベアリングの確認
ポ ン プ 類	1回/1年	グランドパッキン、軸受、インペラ、ケーシングの点検、分解整備
電 気 計 装 類	1回/1年	モーター類及びケーブル絶縁抵抗、接続抵抗の測定、計装機器類の調整
配 管 ダ ク ト	1回/6ヶ月	バルブ、ダンパ等の作動状況、腐食の点検及び灰の堆積状況確認、清掃

3. 法定点検

実施時期は、前項定期点検、整備時を原則としますが項目によっては時期が異なる場合もあります。

対象項目は次のとおりです。

項 目	周 期	内 容	備 考
計 量 機	1回/2年	秤量精度の確認	計量法による
ごみクレーン	1回/年	定期検査	定期自主検査
廃熱ボイラ	1回/2年	定期検査	電気事業法による
蒸気タービン	1回/4年	定期検査	電気事業法による
公害測定	規定による	HCl・ばいじん	定期自主検査
電気・計装設備	1回/月又は年	基準による	主任技術者
合併浄化槽	1回/年	点検・清掃水質検査	
消防設備	1回/半年～1年	作動外観・機能点検 総合点検	消防法による

4. 定期整備

定期整備は、年1回行ないます。

定期整備は、定期点検の結果による機器の整備を主体として消耗品、予備品の交換、定期整備、補修及び清掃を行います。

対象項目としては、下記のものがあります。

- 1) 燃焼溶融炉・煙道等の内部耐火物の整備。
- 2) ダスト等の固着や堆積・摩耗・腐食に起因する損傷に対する整備。
- 3) その他点検結果、御打合せにより決定した項目。

- 例 ① ブロワ等のオーバーホール
② クレーンワイヤ等の交換工事

5. 精密機能検査

施設の機能を保全するため、定期的にその機能状況、耐用の度合等について精密検査を行います。

2) 放流水の水質と測定頻度

放流水は合併浄化処理した生活排水のみなので浄化槽法による浄化槽検査によります。

放流水のサンプリングは合併浄化槽放流口で行います。

①水質検査

浄化槽の使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に受けます。

②定期検査

毎年1回、保守点検や清掃が適正に実施されているか判断してもらう為の検査を受けます。

③放流水の水質

生活排水系：BOD 20mg/l、SS 50mg/l、大腸菌 3,000MPN/100ml。

第3節 安全衛生管理

1) 作業要領

安全な作業を行うため、作業心得、作業手順、緊急時の体制、安全教育等を定めた作業要領を作成します。

2) 安全作業心得

(1)施設の維持管理、運営に必要な関係諸法令、規則、要領等を熟知し、これを厳正に守ります。

(2)服装と保護具

①作業時の服装は乱れのないようにします。

②決められた保護具を必ず着用します。

③保護帽は必ずあごひもをしめます。

(3)作業時の注意事項

①作業前には必ず安全を確認します。

②安全装置等を無断で取り外したり、機能を停止させません。

③作業は原則として2人以上で行います。

④作業を行うときは、事前に作業内容を確認します。

⑤通路、運搬路に支障物を放置しません。

⑥重量物の運搬は2人以上で持ち、無理のない姿勢で行います。

(4)作業環境の保持

①作業場は常に整理、整頓、清掃を心がけ清潔の保持に努めます。

②保護具、工具類、材料、清掃用具等は、機能、損傷等を点検して決められた保管場所に整理します。

(5)健康の保持

①作業を終えたら手や顔を洗い清潔にします。

②日頃から心身の健康を保つよう心がけ、体調不良時は無理をしません。

(6)災害発生時の処置

①災害が発生したときは、冷静に、落ち着いて決められた手順で対処します。

3) 従事者教育

(1)従事者に対して雇い入れ時に、その従事する業務に関する安全、衛生の教育を行います。

(2)教育の主な内容は以下とします。

①機械、作業の危険性等

②安全装置、保護具等の性能と取扱等

③作業手順

④作業開始時の点検

⑤事故発生時の応急処置及び避難